

(傍線部分は改正部分)

改正後

		<p>一 事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号3の2に掲げる物又は特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の2に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次の表の上欄に掲げる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場をいう。）についての空气中のインジウム化合物の濃度に係る特定化学物質障害予防規則第三十六条第一項又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第五項の規定による測定の結果から得られた値の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。</p>	
区分	呼吸用保護具	<p>三 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以上 七・五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満</p>	<p>防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつてフード又はフェイスシールドを有するもの（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>一五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以上 三〇 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満</p>	<p>防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて全面形面体を有するもの（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）</p>		

改正前

		<p>一 事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号3の2に掲げる物又は特定化学物質障害予防規則別表第一第三号の2に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次の表の上欄に掲げる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場をいう。）についての空气中のインジウム化合物の濃度に係る特定化学物質障害予防規則第三十六条第一項又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第五項の規定による測定の結果から得られた値の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。</p>	
区分	呼吸用保護具	<p>三 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以上 七・五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満</p>	<p>フード形又はフェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>一五 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以上 三〇 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満</p>	<p>全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率が九九・九七%以上のものに限る。）又は全面形の面体を有する一</p>		

(略)	(略))又は全面形の面体を有する一定流量形のエアラインマスク
<p>二・三 (略)</p> <p>四 第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第六条に規定する試験方法により、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第七条に規定する試験方法により測定しなければならない。</p>		
(略)	(略)	定流量形のエアラインマスク
<p>二・三 (略)</p> <p>四 第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第六条に規定する試験方法により、電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第六条に規定する試験方法により測定しなければならない。</p>		